

日保協速報 No.1706

17. 3. 10

社会福祉法人 日本保育協会

保育所運営費の弾力運用の拡大について

保育所運営費の弾力運用の拡大について、本日、厚生労働省から改正通知が各都道府県（市）に発出されました。その概略は次のとおりです。

1. 積立預金の使途範囲の拡大

従来の修繕積立預金と備品等購入積立預金が保育所施設・設備整備積立預金に統合され、その使途として土地の取得に要する経費が認められました。

土地取得費の取り崩しは、増改築の場合にその計画について理事会の承認を得て、市町村などとの事前協議や地元調整が終了しており、着工前1年以内に限られているもの等が認められました。

また、積立金の目的外使用の範囲に「同一の設置者が設置する保育所の土地取得経費、そのための借入金の償還又は積立」「同一の設置者が運営する他の社会福祉施設の新築や増改築等に伴う施設整備及び土地取得費」が認められました。

2. 前期末支払資金残高の取り崩し

前期末支払資金残高の使途として、従来のものに「法人本部の運営に関する経費」「社会福祉事業、子育て支援事業の運営経費」「公益事業で保育所と一体的に行われる小さな事業等の運営経費」「土地取得費」が対象として認

められました。

なお、当該年度において、積立等をした残りの当期末支払資金残高は、その年度の運営費収入の30%以下となりました。

3. 要件について

要件については、「特別保育の実施」「資金収支計算書の公開」「第三者評価又は苦情解決」が義務とされ、都道府県知事の事前承認に替えて、社会福祉法人の場合は理事会の事前承認とされました。

なお、従来、第三者評価を受け、結果の公表（3年に1回程度）が要件となっていましたが、苦情解決の仕組みが整備され、利用者の保護に努めていることのみでも良いこととされました。

保育所運営費の弾力運用（改正後）

下線・・・今回改正部分（日本保育協会）

	概要	運用元	運用先	額の制限	条件
運営費内の流用の積立金の積立	○人件費、管理費、事業費を相互に流用することができる ○運営費を積立金に積み立てることができる	○人件費 ○管理費 ○事業費 ○運営費	○運営費のうち、人件費、管理費、事業費 ○人件費積立預金 ○修繕積立預金 ○備品等購入積立預金 上記3つの積立預金への積立に加えて ○保育所施設・設備整備積立金 (用途は同一の設置者が設置する保育所の建物、設備の整備・修繕・環境の改善等（土地の取得は含まない）)	○なし ○なし ○民改費	○最低基準の遵守 ○役員長の資質向上など 運営費内の流用の条件に同じ 運営費内の流用の条件に加え、 ○特別保育の実施

積立金の 目的外使 用	○積立金をその目的外 に使用できる	○人件費積立 預金 ○修繕積立預 金 ○備品等購入 積立預金	○人件費積立預金 ○保育所施設・設備整備積立金 (修繕積立預金及び備品等購入積立預金を保育 所施設・設備整備積立金に統合するとともに、 使途として土地の取得を認める)	○なし	運営費内の流用の条件 に加え、 ○特別保育の実施 ○資金収支計算書の公 開 ○毎年度第三者評価又 は苦情解決
積立金の 目的外使 用	○積立金をその目的外 に使用できる	○人件費積立 預金 ○修繕積立預 金 ○備品等購入 積立預金	○当該保育所の運営や入所児童の処遇に必要な 以下の経費 (・人件費、光熱水量等の不足分の補填 ・建物の修繕、模様替え等 ・建物付属設備の更新 ・省力化機器、防火設備等の設備の整備 ・花壇、遊歩道等の環境の整備 ・登所バス等の購入等	○なし	運営費内の流用の条件 に加えて、 ○知事の事前承認

		<p>○保育所施設整備積立金(特別保育実施の場合)限り設けられ土地取得は含まれない)</p>	<p>上記に加えて ○同一の設置者が設置する保育所に係る以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ・土地又は建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金償還又は積立のための支出 ・ 租税公課 	<p>○なし</p>	<p>運営費内の流用の条件に加えて、 ○特別保育の実施 ○知事の事前承認</p>
--	--	--	--	------------	--

<p>運用収入までの弾力運用</p>	<p>○運用収入を充当することができる</p>	<p>○人件費積立 預金 ○保育施設 設備整備積立 金</p>	<p>上記に加えて ○同一の設置者が設置する保育所の土地の取得に要する経費及びそれに係る借入金の償還又は積立のための支出 ○同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る以下の経費 ・建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 ・以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出 ○同一の設置者が運営する他の社会福祉施設の新築、増改築（土地取得費を含む）に係る経費等</p>	<p>○なし</p>	<p>○運営費の3ヶ月分までの弾力運用の要件 ○運営費内の流用の条件に加えて ○特別保育の実施 ○資金収支計算書の公開 ○毎年度第三者評価又は苦情解決 に ○知事（社会福祉法人の場合）の事前承認</p>
<p>○なし</p>	<p>○運用収入額</p>	<p>○運用収入</p>	<p>○とくに制限なし（法人本部への繰入を含む）</p>	<p>○なし</p>	<p>○なし</p>

<p>民改費の額までの弾力運用</p>		<p>○運営費</p> <p>○同一の設置者が設置する保育所に係る以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ・土地、建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金の償還又は積立（＝保育所施設整備整備積立金）（土地取得費は不可） ・租税公課 	<p>○民改費</p>	<p>運営費内の流用の条件に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別保育の実施
---------------------	--	---	-------------	--

		<p>○同一の設置者が運営する子育て支援事業及び社会福祉施設等に係る上記の経費に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得に要する経費 ・土地の取得に要する経費に係る借入金の償還又は積立 	○民改費	<p>上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>資金収支計算書の公開</u> ○<u>毎年度第三者評価又は苦情解決</u>
<p>運営費の3ヶ月分までの弾力運用</p>	<p>○運営費を同一の設置者が設置する保育所等の経費に充てることができる</p>	<p>○同一の設置者が設置する保育所に係る以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得に要する経費 ・土地、建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金の償還 ・租税公課 	<p>○運営費の3ヶ月分</p>	<p>運営費内の流用の条件に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別保育の実施 ○<u>資金収支計算書の公開</u> ○<u>毎年度第三者評価又は苦情解決</u>

<p>前期未支払資金残高の取り崩し</p>	<p>○前期未支払資金残高の取り崩し</p>	<p>○前期未支払資金残高</p>	<p>○同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る以下の経費 ・建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 ・以上の経費に係る借入金の償還又は積立</p>	<p>○なし</p>	<p>運営費内の流用の条件に加えて ○知事の事前承認</p>
<p>前期未支払資金残高の取り崩し</p>	<p>○前期未支払資金残高</p>	<p>○前期未支払資金残高</p>	<p>○当該保育所の運営や入所児童の処遇に必要な以下の経費 ・人件費、光熱水量等の不足分の補填 ・建物の修繕、模様替え等 ・建物付属設備の更新 ・省力化機器、防火設備等の設備の整備 ・花壇、遊歩道等の環境の整備 ・登所バス等の購入等</p>	<p>○なし</p>	<p>運営費内の流用の条件に加えて ○知事の事前承認</p>

		<p>○ 法人本部の運営に要する経費</p> <p>○ 同一の設置者による社会福祉事業及び子育て支援事業の運営に要する経費及び以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 ・ 土地又は建物の賃借料 ・ 以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出 ・ 租税公課 <p>○ 同一法人による公益事業（子育て支援事業除く）のうち、事業の規模が小さく保育所と一体的に行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営の経費</p>	<p>○ なし（公益事業の運営の経費への充当は前期末支払資金残高の10%以内）</p>	<p>○ 運営費の3ヶ月分までの弾力運用の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費内の弾力運用の条件に加えて ○ 特別保育の実施 ○ 資金収支計算書の公開 ○ 毎年度第三者評価又は苦情解決に加え ○ 知事（社会福祉法人の場合）の事前承認
--	--	---	---	--

※ 弾力運用の実施の有無に関わらず当期末支払資金残高は当該年度運営費収入の30%以下とする。

保育所運営費の経理関係通知等

平成16年11月
社会福祉法人日本保育協会

も く じ

(1)	「保育所運営費の経理等について」の一部改正について……………	1
	(平成16年3月30日雇児発第0330010号雇用均等・児童家庭局長通知)	
(2)	「保育所運営費の経理等について」の一部改正について……………	3
	(平成16年5月11日雇児発第0511001号雇用均等・児童家庭局長通知)	
(3)	保育所運営費の経理等について(改正後全文)……………	4
	(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)	
(4)	「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」等の一部改正 について……………	11
	(平成16年3月30日雇児発第0330001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	
(5)	「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて(改正後全文)……………	12
	(平成12年3月30日児保第12号児童家庭局保育課長通知)	
(6)	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正 について……………	14
	(平成16年3月30日雇児発第0330002号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	
(7)	保育所における社会福祉法人会計基準の適用について(改正後全文)……………	15
	(平成12年3月30日児保第13号児童家庭局保育課長通知)	
(8)	「保育所運営費の経理等について」の運用等について」の一部改正 について……………	17
	(平成16年6月28日雇児発第0628001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	
(9)	「保育所運営費の経理等について」の運用等について(改正後全文)……………	20
	(平成12年6月16日児保第21号児童家庭局保育課長通知)	
(10)	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(抜すい)……………	29
	(昭和51年4月16日発児第59号の2厚生省事務次官通知)	
(11)	『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行 について』の一部改正について……………	30
	(平成16年6月10日雇児発第0610001号の1雇用均等・児童家庭局局長通知)	
(12)	「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行 について(改正後抜すい)……………	31
	(昭和51年4月16日発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)	

通 知

通知のうち改正後全文については、改正前の通知を基にその後に改正された部分を次のよう改正経過を記載してあります。

また、改正された部分に改正通知の年月日を示してあります。

- ◇ 改正通知により削除された部分
→ ~~改正により削除された部分~~

- ◇ 改正通知により追加された部分
→ 改正通知により追加された部分

第 2 9 9 号通知による弾力運用の主な内容

【原則】

第 5 9 号通知の 2 通知の第 1 の 1 により「………運営費とは、最低基準を維持するための費用であって次の範囲内の経費をいう。」→P29

(1) 事業費、(2) 人件費、(3) 管理費

*平成 5 年 3 月 1 9 日社援施第 3 9 号通知により弾力化（この通知は、16. 3. 12 廃止→P37、P21）

- ①支出対象経費の相互流用、②民改費の管理費加算分及び利息等収入の本部経理区分への繰り入れ、
- ③引当金への引き当て（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）

【弾力運用】

	弾力運用の適用要件	弾力運用の範囲及び限度額
I	<p>第 2 9 9 号通知 1 の (2) ①～⑦ までの要件を満たしていること。</p> <p>*経理規程準則での経理処理でも可</p>	<p>弾力運用の範囲</p> <p>1 人件費、管理費、事業費の各区分に関らず相互に充てることができること。</p> <p>2 人件費積立預金、修繕積立預金、備品等購入積立預金に積み立てることができること。</p> <p>限度額 民改費管理加算相当額</p>
II	<p>(1) 上記、弾力運用 1 の要件を満たしたうえで</p> <p>(2) 第 2 9 9 号通知別表 1 の事業等のいずれかを実施する保育所であること。</p> <p>(3) 社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行っていること。</p>	<p>弾力運用の範囲</p> <p>1 弾力運用の 1 に加え、</p> <p>2 第 2 9 9 号通知別表 2 の経費に充てることができること。</p> <p>* なお、積立金として「保育所施設・設備整備積立預金」への積み立てができること。</p> <p>限度額 民改費相当額</p>
III	<p>(1) 上記、弾力運用 I、II の要件を満たしたうえで、</p> <p>(2) 保育サービスの質の向上に関する第 2 9 9 号通知 1 の (5) ①～③ の要件を満たすこと。</p>	<p>弾力運用の範囲</p> <p>1 弾力運用 1、2 に加え、</p> <p>2 第 2 9 9 号通知別表 3 の経費に充てることができること。</p> <p>限度額</p> <p>①運営費からの充当額</p> <p>②各積立預金の積立目的外の使用額</p> <p>③当期末支払資金残高の取り崩し額</p> <p>をあわせて運営費の 3 か月分に相当する額（民改費相当額分を含む。）</p>

(例) 同一の設置者が「第①保育所」及び「第②保育所」を経営している。
このたび第1保育所の老朽改築を行うこととした。第1保育所の改築のために第1保育所及び第2保育所から充当できる財源は、どのようになるか。

区分	事前協議を必要としない財源	事前協議で承認された額
第2段階の弾力運用	第①保育所 (1) 保育所施設・設備整備積立預金累計額の取り崩し 〔第21号通知(問8)→P24〕 (2) 民改費相当額 〔第299号通知の1, (4)→P5〕	(3) 各種積立預金の目的外の使用 (4) 当期末支払資金残高の取り崩し *ただし、経常収入計(予算額)3%以下は事前協議省略可 〔第299号通知2→P7、第12号通知の5→P13、第21号通知(問12)→P26〕
	第②保育所 (1) 民改費相当額 〔第299号通知の1, (4)→P5〕	(2) 保育所施設・設備整備積立預金累計額の取り崩し 〔第299号通知の2→P7、第21号通知(問8)→P24〕 (3) 各種積立預金の目的外の使用 (4) 当期末支払資金残高の取り崩し 〔第299号通知の2→P7、第12号通知の5→P13、第21号通知(問12)→P26〕
第3段階の弾力運用	第①保育所 (1) 保育所施設・設備整備積立預金累計額の取り崩し (2) 運営費(民改費を含む。) 〔第299号通知の1, (5)→P5〕	(3) 各種積立預金の目的外の使用 (4) 当期末支払資金残高の取り崩し 〔第299号通知の2→P7、第12号通知の5→P13、第21号通知(問12)→P26〕
	*ただし、上記(2)～(4)の合計額が当該年度の運営費の3か月分に相当する額の範囲内まで〔第299号通知の1, (5)→P5〕	
	第②保育所 (1) 運営費(民改費を含む。) 〔第299号通知1, (5)→P5〕	(2) 保育所施設・設備整備積立預金目的外の使用 (3) 各種積立預金の目的外の使用 (4) 当期末支払資金残高の取り崩し 〔第299号通知の2→P7、第21号通知(問8)→P24、第21号通知(問12)→P26〕
*ただし、上記(1)～(4)の合計額が当該年度の運営費の3か月分に相当する額の範囲内まで〔第299号通知の1, (5)→P5〕		

〔第299号通知の改正通知〕

改正後全文→P4

「保育所運営費の経理等について」の一部改正について

平成16年3月30日雇児発第0330010号
各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

都市部を中心に存在する保育所待機児童の解消や多様化する保育需要への対応などが課題となっている中、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定→P35）において保育所の運営費補助の剰余金に係る会計処理の柔軟化を実施することとされていること等を踏まえ、関係通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、市町村、保育所関係者等に周知徹底方願する。

記

- 1 1の(4)中「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施第39号）中「2 運営費等の本部会計への繰入れについて」に」を「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号→P37）において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について」に改める。
- 2 1の(4)の次に次を加える。
 - (5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③までの要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費の充当、各積立預金のそれぞれの積立目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の民改費相当額分を含む。）まで、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第13項に規定する子育て短期支援事業並びに児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第130号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第21条の19に規定する事業）に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から当該経理区分へ繰り入れ支出すること。

- ① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表（以下「財務諸表」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ② 「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）に基づき、（5）に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。この場合、原則として弾力運用を行う前1年以内に第三者評価の受審・公表を行うとともに、弾力運用を行った後、原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。
- ③ ②により難しい場合は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号→P42）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。この場合、弾力運用を行った後、原則として3年以内に、第三者評価の受審・公表を行うこと。

3 2中「他の保育所」の次に「及び1の（5）により同一の設置者が実施する子育て支援事業」を加える。

4 4の（2）中「別表3」を「別表4」に改め、「③」を「④」とし、「②」を「③」とし、①の次に「②1の（5）による別表2及び別表3の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合」を加える。

5 「別表3」を「別表4」とし、別表2の次に次を加える。

別表3

1. 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ）

2. 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還

6 4の（4）中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

7 この通知は次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から適用する。

（1）本通知1の（5）による別表2の3に規定する積立のための支出 公布の日（平成15年度決算から適用）

（2）（1）以外の規定 平成16年4月1日

「保育所運営費の経理等について」の一部改正について

平成16年5月11日雇児発第0511001号
各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

保育所運営費の経理については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号）に基づき、取扱いを行うこととしているところである。

先般、福祉サービス第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援第0507001号、老発第0507001号→P46）を発出したことから、標記通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、市町村、保育所関係者等に周知徹底方お願いする。

記

1の(5)の②中「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）」を「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援第0507001号、老発第0507001号）に改める。

保育所運営費の経理等について

平成12年3月30日児発第299号
各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛
厚生省児童家庭局長通知

【一部改正】平成14年3月29日 雇児発第0329030号
平成16年3月30日 雇児発第0330010号
平成16年5月11日 雇児発第0511001号

保育制度については、平成10年4月施行の改正児童福祉法によって、入所方式が措置制度から利用者による選択利用方式とされ、需要に即した保育サービスの提供が利用者の選択によっても促進される仕組みとされたほか、都市部における待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところである。こうした状況に対応していくためには、地域の動向に配慮しながら、保育サービスの量の拡大及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、今般、保育所運営費の経理について、下記のとおりのお取り扱いを行うこととし、平成12年度分の運営費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各保育所に対し、周知徹底方お願いする。

本通知に定める運営費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「4. 運営費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

記

1 運営費の使途範囲

- (1) 保育所運営費(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)第1の1に規定する運営費をいう。以下単に「運営費」という。)のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児

童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

- (2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあつては、各区分に関わらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。
- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
 - ② 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する本職通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
 - ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
 - ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
 - ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針(平成11年10月29日児発第799号本職通知「保育所保育指針について」をいう。)を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
 - ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
 - ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。
- (3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。
- ① 人件費積立預金(人件費の類に属する経費に係る積立預金)
 - ② 修繕積立預金(建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金)
 - ③ 備品等購入積立預金(業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金)
- (4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立預金への積立支出に加え、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立預金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする

こと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人（「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施第39号）中、「2 運営費等の本部会計への繰入れについて」に「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第032001号→p37）において、1の（4）についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うものを除く。）については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。[16. 3. 30改正]

- (5) （4）に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③までの要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費の充当、各積立預金のそれぞれの積立目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（（4）の民改費相当額分を含む。）まで、同一の設置者が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第13項に規定する子育て短期支援事業並びに児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第130号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第21条の19に規定する事業）に係る別表3に掲げる経費等に充てることのできる。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から当該経理区分へ繰り入れ支出すること。

- ① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表（以下「財務諸表」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- ② 「~~児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について~~」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）「~~福祉サービス第三者評価事業に関する指針について~~」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号）→[16. 5. 11改正]に基づき、（5）に基づく弾力運用を行う運営費に係る保育所の第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めること。この場合、原則として弾力運用を行う前1年以内に第三者評価の受審・公表を行うとともに、弾力運用を行った後、原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。

[16. 3. 30改正]

- ③ ②により難しい場合は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦

「苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。この場合、弾力運用を行った後、原則として3年以内に、第三者評価の受審・公表を行うこと。[16. 3. 30改正]

2 積立預金及び当期末支払資金残高の取扱い

各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。また、「保育所施設・設備整備積立金」を同一の設置者が設置する他の保育所及び1の(5)により同一の設置者が実施する子育て支援事業の施設・設備に充てようとする場合においても、同様であること。[16. 3. 30改正]

なお、当期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る経理区分の経常収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

3 運営費の管理・運用

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 保育所以外の施設に係る経理区分又は収益事業等の他の事業に対する運営費の貸付は、年度内に精算する場合も含め認められないこと。

4 運営費の経理に係る指導監督

運営費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

- (1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1. 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。
- (2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合については、別表第4の収支計算分析表の提出を求め、「1. 運営費の使途範囲」から「3. 運営費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1. 運営費

の「使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が民改費加算額を超えている場合

② 1の(5)による別表2又は別表3の経費等への支出の合計額が運営費の3か月分に相当する額を超えている場合 [16. 3. 30改正]

③ 保育所に係る経理区分から、「1. 運営費の使途範囲」から「3. 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

④ 運営費に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理区分の経常収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合

(3) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(4) 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。 [16. 3. 30改正]

5 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、運営費について適用されるものであり、運営費以外の収入については適用されないものであること。

なお、運営費以外の収入のうち、厚生省の所管する補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

別表1

1. 「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号。以下「児発第247号通知」という。）に定める延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業並びにこれらと同様の事業と認められるもの
2. 児発第247号通知に定める一時保育促進基盤整備事業又はこれと同様の事業と認められるもの
3. 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
4. 児発第247号通知に定める地域子育て支援センター事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- ~~5. 児発第247号通知に定める障害児保育対策事業又はこれと同様の事業と認められるもの~~
5. 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ [16. 3.30改正]
6. 児発第247号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
7. 児発第247号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
8. 「乳幼児健康支援一時預り事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号）に定める乳幼児健康支援一時預り事業又はこれと同様の事業と認められるもの
9. 児発第247号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2

1. 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所を経営する事業に必要なものに限る。以下2. 及び3. において同じ。）
2. 保育所の土地又は建物の賃借料
3. 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
4. 保育所を経営する事業に係る租税公課

別表3

1. 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
2. 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還 [16. 3.30改正]

別表 3-4

平成 年度収支計算分析表

収 入		支 出		差引過△不 足額 (①-②)
科 目	金額 (円) ①	科 目	金額 (円) ②	
1. 保育所運営費収入 (民改費加算分を除く。) (1) 人件費 (民改費加算分を除く。) (2) 管理費 (民改費加算分を除く。) (3) 事業費 2. 私的契約利用料収入 3. 国庫補助事業に係る経常経費補助金収入 4. 人件費積立預金取崩収入 5. 修繕積立預金取崩収入 6. 備品等購入積立預金取崩収入		12. 人件費支出		
		(1) 職員俸給		
		(2) 職員諸手当		
		(3) 非常勤職員給与		
		(4) 退職共済掛金		
		(5) 法定福利費		
		13. 事務費支出		
(1) 福利厚生費				
(2) 旅費交通費				
(3) 研修費				
(4) 消耗品費				
(5) 器具什器費				
(6) 印刷製本費				
(7) 水道光熱費				
(8) 燃料費				
(9) 修繕費				
(10) 通信運搬費				
(11) 会議費				
(12) 広報費				
(13) 業務委託費				
(14) 手数料				
(15) 損害保険料				
(16) 賃借料				
(17) 雑費				
		14. 事業費支出		
		(1) 給食費		
		(2) 保健衛生費		
		(3) 保育材料費		
		(4) 水道光熱費		
		(5) 燃料費		
		(6) 消耗品費		
		(7) 器具什器費		
		(8) 賃借料		
		(9) 雑費		
		15. 人権費積立預金積立支出		
		16. 修繕積立預金積立支出		
		17. 備品等購入積立預金積立支出		
7. 当期資金収支差額合計 (欠損金)		18. 当期資金収支差額合計		
1 から 7 までの小計		12 から 18 までの小計		
8. 保育所運営費収入のうち民改費加算分		19. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
9. 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		20. 土地・建物賃借料		
10. 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		21. 19 及び 20 の経費に係る借入金利息支出		
11. 19 及び 20 の経費に係る積立預金取崩収入		22. 19 及び 20 の経費に係る借入金償還支出		
		23. 19 及び 20 の経費に係る積立預金積立支出		
		24. 租税公課		
8 から 11 までの小計		19 から 24 までの小計		
合 計		合 計		

* 12 から 24 の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額について収入の欄に計上すること。

〔第12号及び21号通知の改正通知〕

第12号改正後全文→P12 第21号改正後全文→P20

「「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」等の一部改正について

平成16年3月30日雇児発第0330001号
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部〈局〉長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

「「保育所運営費の経理等について」の一部改正について」（平成16年3月30日雇児発0330010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が本日付で発出されたこと等を受けて、関係通知の一部を下記のように改正することとしたので、御了知の上、市町村、保育所関係者等に周知徹底方願います。

記

- 1 「「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第12号厚生省児童家庭局保育課長通知）を以下のとおり改正する。
 - 1 4中「1の（4）の次に「及び（5）」を加える。
 - 2 5中「がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」の次に「又は同通知1の（5）による別表2及び別表3に係る経費」を加える。
 - 3 「8」を「9」とし、「7」の次に次を加える。
 - 8 児発第299号通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 2 「「保育所運営費の経理等について」の運用について」（平成12年6月16日児保第21号厚生省児童家庭局保育課長通知）を別紙のとおり改正する。

「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて

平成12年3月30日児保第12号
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長宛
厚生省児童家庭局保育課長通知

【一部改正】平成14年3月29日 雇児発第0329030号
平成16年3月30日 雇児発第0330001号

本日、平成12年3月30日児発第299号「保育所運営費の経理等について」（以下「児発第299号通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

記

- 1 児発第299号通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、児発第299号通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。
- 2 児発第299号通知の1の(2)において「人件費、事務費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）に定める社会福祉法人会計基準中、別表1の資金収支計算書勘定科目において経常活動による支出に設けられている科目のうち、児発第299号通知別表~~3~~4の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。〔16.3.30改正〕
- 3 児発第299号通知の1の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。
 - (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
 - (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
 - (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。
- 4 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、児発第299号通知の1の(4)及び(5)

に関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。

[16.3.30改正]

- 5 児発第299号通知の2に関して、各積立金をそれぞれの積立目的以外に使用する
場合又は支払資金残高取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所
児童の処遇に必要な経費又は同通知1（5）による別表2及び別表3に係る経費であ
れば、取崩しを認めて差し支えないこと。具体的には、次のような事例が考えられる
こと。 [16.3.30改正]
- (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - (2) 建物の修繕、模様替え等
 - (3) 建物附属設備の更新
 - (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプ
リンクラー、防火設備等の設備の整備
 - (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
 - (6) 登所バス等の購入、修理等
- 6 児発第299号通知の3の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」と
して、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行へ
の金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大
きいものは認められないこと。
- 7 児発第299号通知の別表2において「保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の
改善等」とは、保育所の建物(保育所を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及
び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処
遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取
得費や保育所以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 児発第299号通知別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備
の整備・修繕、環境改善等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支
援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備、修
繕並びに模様換、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門
扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得や子育て支援事業を実施する施設以外の
建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。 [16.3.30改正]
- 9 児発第299号通知により運営費の使途等の取扱いが改められたことに伴い、施設
設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当
該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例が
あった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

〔第13号通知の改正通知〕

「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の
一部改正について

平成16年3月30日雇児発第033002号
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年30日児保第13号）により、その留意点を示してきたところである。

今般、社会福祉法人以外の者に対する社会福祉法人会計基準の円滑な適用を図ることとするため、上記通知の取扱いを下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

本文中「5 その他」を「6 その他」とし、「積立金等に係る明細表の作成について」の次に次の項目を加える。

5 減価償却の算定について

社会福祉法人以外の者が、社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表を作成するに際し、定額法により減価償却費を算定するに当たっては、社会福祉法人会計基準に基づく算定方法によらず、企業会計・税法（企業会計原則・税法による定額法の算定方法）による減価償却費の算定方法によっても差し支えないこと。

保育所における社会福祉法人会計基準の適用について

平成12年3月30日児保第13号
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長宛
厚生省児童家庭局保育課長通知

【一部改正】平成16年3月30日 雇児保発第0330002号

社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号。以下「会計基準」という。)、
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援施第6号)、
「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」(平成12年2月17日社援施第8号)をもって示されたところであるが、保育所に係る取扱いについては、これらの通知に定めのあるほか、以下のとおり取り扱うこととしたので了知願いたい。

なお、社会福祉法人以外の者であって保育所を経営する事業を行うものが、当該保育所について、会計基準に基づき資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成する際にも、同様の取扱いとなるので申し添える。

記

1 会計基準の適用について

平成12年度から会計基準へ移行する社会福祉法人にあつては、平成12年度の予算は、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和51年1月31日社施第25号。以下「経理規程準則」という。)に基づいて作成することとし、その後それを補正する扱いで差し支えないものであること。

なお、保育所を経営するその他の社会福祉法人にあつても、順次新たな会計基準に移行することが望ましいものであること。

2 人件費引当金等の取扱いについて

経理規程準則においては、人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金を貸借対照表の債の部に計上してきたところであるが、会計基準においてはそれぞれ人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金として純資産の部に計上すること。

また、資産の部においては、その他の固定資産の中に、保育所繰越積立預金の科目を設けて、人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金の

合計額と同額を計上するとともに、4に定める明細表において、さらに人件費積立預金、修繕積立預金及び備品等購入積立預金の科目を設け、それぞれ人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金の額を計上すること。

なお、平成11年度までの積立分を含め、人件費積立金等の使途に係る制限については、従前の取扱いと変わりがないものであること。

3 勘定科目について

(1) 勘定科目の区分について

勘定科目については、本通知を含め特に定めるほか、会計基準に示した勘定科目に準拠して区分するものとし、法人において2つ以上の勘定科目を1つにまとめたり、1つを2つ以上の科目に再区分する等の補正をしないこと。

なお、施設の都合上、小区分を設けることは差し支えないこと。

(2) 保育所の土地・建物に係る賃借料について

保育所の土地・建物について、賃借により施設を経営している場合には、事務費支出の中に、中区分として土地・建物賃借料の科目を設けて当該土地・建物の賃借料を計上することとし、会計基準に示された勘定科目において、事務費支出及び事業費支出の中に設けられている賃借料の区分には計上しないこと。

4 積立金等に係る明細表の作成について

会計基準においては、貸借対照表が一本化されることとなったが、保育所については、各施設ごとに積立金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金の累計額に係る明細表を作成すること。また、積立預金についても、同様の取扱いとすること。

5 減価償却について

社会福祉法人以外の者が、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表を作成するに際して、定額法により減価償却を算定するに当たっては、社会福祉法人会計基準に基づく算定方法によらず、企業会計・税法（企業会計原則・税法による定額法の算定方法）による減価償却の算定方法によっても差し支えないこと。 [16.3.30改正]

6 その他

保育所を経営する者の会計処理に当たっては、勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を保育所の経理区分に計上することができないものであること。

〔第21号通知の改正通知〕

改正後全文→P20

「「保育所運営費の経理等について」の運用等について」の
一部改正について

平成16年6月28日雇児発第0628001号
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部〈局〉長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

標記については、平成12年6月16日児保第21号厚生省児童家庭局保育課長通知により行われているところであるが、今般その一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので了知のうえ、管内関係機関及び保育所に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「保育所運営費の経理等について」の運用等について
 (平成12年6月16日 児保第21号) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○「保育所運営費の経理等について」の運用等について</p> <p>問1～問9 (略)</p>	<p>○「保育所運営費の経理等について」の運用等について</p> <p>問1～問9 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(問10) 児発第299号通知の1の(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>子育て支援事業とは、児童福祉法第21条の27に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業(従って合計12種類の事業)をいう。</p> <p>児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業とは、通常、乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー・訪問型一時保育・病後児保育)、家庭訪問支援事業、トワイライトステイ事業、家庭的保育事業、一時保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポートセンター事業、つどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業等と呼ばれているものを指す。例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。</p> <p>子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものでなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名と呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。</p> <p>したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。</p>

(問10) 児発第299号通知の1(5)の②及び③に関して、「原則3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。」とあるが、複数年にわたり継続して同通知の1(5)の弾力運用を行う場合の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

複数年にわたり継続して児発第299号通知の1(5)の弾力運用を行う場合には、少なくとも3年に1回間隔で第三者評価を受審・公表していくこととなり、1回目の受審後は3年以内に次回の受審を行うこととなる。なお、児発第299号通知の1(5)の弾力運用を単年度に限って行った場合は、弾力運用を行った後、3年以内に第三者評価の受審・公表を1回で行うことで可とし、継続して受審する必要はない。

問11～問17

(問11) 児発第299号通知の1(5)の②及び③に関して、第三者評価の受審・公表は、具体的にどのように行うのか。

また、「原則3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと。」とあるが、複数年にわたり継続して同通知の1(5)の弾力運用を行う場合の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

1. 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知(「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援第0507001号、老発第0507001号)で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

なお、平成19年3月までは、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)(平成14年4月22日雇児発第0422001号)に基づく社団法人全国保育士養成協議会等による評価又は雇児発第0422001号通知の趣旨に照らして都道府県が相当と認める評価については、その結果を公表することにより、雇児発第299号通知の1(5)の②の要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

2. 複数年にわたり継続して児発第299号通知の1(5)の弾力運用を行う場合は、少なくとも3年に1回の間隔で第三者評価を受審・公表していくこととなり、1回目の受審後は3年以内に次回の受審を行うこととなる。なお、児発第299号通知の1(5)の弾力運用を単年度に限って行った場合は、弾力運用を行った後、3年以内に第三者評価の受審・公表を1回行うことで可とし、継続して受審する必要はない。

問12～問18

「保育所運営費の経理等について」の運用等について

平成12年6月16日児保第21号

各都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長宛
厚生省児童家庭局保育課長通知

【一部改正】平成14年3月29日 雇児発第0329030号

平成16年3月30日 雇児発第0330001号

平成16年6月28日 雇児発第0628001号

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第12号)によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所に対して周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第299号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号通知)
社援施第3-9号通知	「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社援施第3-9号通知)
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和51年1月31日社施第25号通知)
民改費	民間施設給与等改善費
児保第12号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成

	12年3月30日児保第12号通知)
発児第59号の5通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5)
社援施第9号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年2月17日社援施第9号通知)
児保第13号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日児保第13号通知)

(問1) 児発第299号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

1. 運営費については、従来、社援施第39号通知に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年度分の運営費から、社援施第39号通知の適用から除外され、経理を経理規程準則により処理するか新会計基準により処理するかに関わらず、児発第299号通知に基づき取り扱うこととなる。
2. 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第299号通知の別表2に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。)以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表2に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、新会計基準より経理処理を行わなければならないものである。~~社援施第39号通知の2に定める弾力運用のみを行うもの以外に~~
については雇児発第0312001号通知(平成16年3月12日)の1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める弾力運用のみを行うもの以外については、新会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。
3. なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第299号通知及び児保第12号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

[16.3.30 改正]

児発第299号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
社援施第39号	社援施第39号。以下「社援施第39号通知」と

	いう。
雇児発第0312001号	雇児発第0312001号。以下「雇児発第0312001号通知」という。
当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る経理区分	施設会計
別表3の収支計算分析表	社援施第39号通知の別表3の収支計算分析表
保育所に係る経理区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金
事務費又は	管理費又は
支払資金残高	繰越金

児保第1-2号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費又は	管理費又は
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号)に定める社会福祉会計基準中、別表1の資金収支計算書勘定科目において経常活動による支出に設けられている科目のうち、児発第299号通知別表3の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出	「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社援施第39号通知)の別表3の収支計算分析表において、それぞれ人件費の類、管理費の類
支払資金残高	繰越金

[16.3.30改正]

(問2) 児発第299号通知の1(3)に関して、人件費積立預金、修繕費積立預金及び備品等購入積立預金についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立預金について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、

まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入の5%を上回る場合は、児発第299号通知の4(2)③④により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、~~発児第59号の5通知に定める高額繰越金等~~の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第59号の5通知の第1の3(5)に規定するとおり、児発第299号通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。[16.3.30改正]

(問4) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、~~従来、社援施第39号通知に基づく弾力化により~~、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答) 児発第299号通知においては、~~民改費相当額の一定の範囲での~~充当先は同一の設置者が設置する保育所→及び同一設置者が実施する子育て支援事業→に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。[16.3.30改正]

(問5) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。[16.3.30改正]

(問6) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。[16.3.30改正]

(問7) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。[16.3.30改正]

(問8) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、建物、設備の整備を目的とする積立ができるとされているが、社援施第9号通知の2では「措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは認められない。」とされている。これらの関係をどのように考えればよいか。

(答) 運営費の取扱いについては、社援施第9号通知は適用されない。保育所の施設・設備整備のための積立は、児発第299号通知の1(4)等に基づき、毎年度、民改費に相当する額一定の範囲で積立支出を行うことができる。

[16.3.30改正]

留意すべき点は次のとおりである。

1. 新会計基準における貸借対照表の一本化に伴い、保育所については、各施設ごとに積立金・積立預金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金・積立預金の累計額に係る明細表を作成することとされている(児保第13号通知の4)。したがって、複数の保育所を運営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立預金」について、各保育所の経理区分から積立支出された額の累計額を当該経理区分ごとの積立(預)金累計額として明細表を作成することとなる。
2. 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る経理区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該経理区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
3. 「保育所施設・設備整備積立金」の各保育所の経理区分ごとの積立金累計額は、一義的には、当該経理区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築

又は創設に充てようとする場合には、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の経理区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

4. 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る経理区分を設け、当該経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

(問9) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、「保育所を営む事業に係る租税公課」とは具体的には何を指すのか。

(答) 当該保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問10) 児発第299号通知の1(5)に関して「同一設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

(答) 子育て支援事業とは、児童福祉法第21条の27に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業(従って合計12種類の事業)をいう。

児童福祉法施行規則第21条の19に規定する10種類の事業とは、通常、乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー・訪問型一時保育・病後児保育)、家庭訪問支援事業、トワイライトステイ事業、家庭的保育事業、一時保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポートセンター事業、つどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業等と呼ばれているものを指す。例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについて、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

[16.6.28改正]

(問11) 児発第299号通知の1の(5)の②及び③に関して、第三者評価の受審・公表は、具体的にはどのように行うのか。

また、「原則として3年以内に第三者評価の受審・公表を行うこと」とあるが、複数年にわたり継続して同通知の1の(5)の弾力運用を行う場合の取扱いはどのようになるのか。

(答)

1. 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1の(5)の②の通知(「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発0507001号))で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表をすること。

なお、平成19年3月までは、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)(平成14年4月22日雇児発第0422001号)に基づく社団法人全国保育士養成協議会等による評価又は雇児発第0422001号通知の趣旨に照らして都道府県が相当と認める評価については、その結果を公表することにより、雇児発第299号通知の1の(5)の②の要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

2. 複数年にわたり継続して児発第299号通知の1の(5)の弾力運用を行う場合は、少なくとも3年に1回の間隔で第三者評価を受審・公表していくこととなり、1回目の受審後は3年以内に次の受審を行うこととなる。なお、児発第299号通知の1(5)の弾力運用を単年度に限って行った場合は、弾力運用を行った後、3年以内に第三者評価の受審・公表を1回行うことで可とし、継続して受審する必要はない。[16.6.28改正]

(問12) 児発第299号通知の2に関して、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の用途範囲については、施設の増改築を含むのか。

(答) 各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は当期末支払資金残高を取り崩す場合の用途範囲については、児保第12号通知の5で示しているところであるが、~~この中には施設の増改築は含まれない。施設の増改築に充当する場合は、児発第299号通知の1(4)に基づく運営費の弾力運用によって保育所施設・設備整備積立預金を設け、計画的に行うことが望ましい。~~→、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、同一設置者が設置する

他の保育所又は同一設置者が実施する子育て支援事業にかかる施設の増改築又は創設の経費に充てることができる。 [16. 3. 30 改正]

(問13) 児発第299号通知の3(2)に関して、本部の経理区分への貸付はできるのか。また、保育所への貸付は、年度内に精算しなくてよいのか。

(答) 運営費を貸付する場合、その対象となるのは保育所の経理区分に対してのみであり、その場合も年度内に精算することが必要である。なお、児童福祉施設併設型民間児童館及び保育所併設型民間児童館で行う事業については、保育所とは異なる経理区分であるが、当該施設が保育所と一体的な経営が行われていることを鑑み、経営上やむを得ない場合には、当該年度内に限って運営費の貸付が認められる。

(問14) 民改費停止等となる場合はどのような場合か。

(答) 発見第59号の5通知により高額の繰越金等があった場合に民改費が加算停止されることについて、得ることがある。~~従来の取扱いと変更はない。それに加えて発見第59号の5通知3(2)及び(4)の事由により、民改費が加算停止され得るということである。~~ [16. 3. 30 改正]

なお、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来たすおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所においては、その性質上、対象とならないものである。

(問15) ~~児発第299号通知の3(4)に関して、民改費の加算停止は、~~→発見第59号の5通知に関して、事業年度の翌年度に~~使途範囲に定める~~以外の支出等が判明した場合→の加算停止は、使途範囲に定める以外の支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 発見第59号の5通知~~3(4)~~に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成12年度の財務諸表を平成13年度に確認した結果、使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成13年の4月から平成14年3月までの民改費加算の停止をすることになる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、発見第59号の5通知の~~3(2)~~に基づき、年度途中から改善措置が

講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。 [16.3.30 改正]

(問16) 児発第299号通知の5に関して、~~社援施第39号通知においては、運用収入(施設会計において発生した預貯金等の利息等の収入)についての規定があったが、児発第299号における運用収入の取扱い如何。~~

(答) ~~児発第299号通知は、運用収入については制限を設けていない。~~ [16.3.30 改正]

(問17) 児発第299号通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合には、児発第299号通知の別表2の「保育所の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の1の(4)及び(5)により、支出が可能である。

[16.3.30 改正]

(問18) 登所バス以外の行事を目的とした車に運営費を充てることは可能か。

(答) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立預金及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」(平成8年6月28日児保第12号)の第1の間10及び11に定めるとおりである。

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

〔昭和 5 1 年 4 月 1 6 日 発 児 第 5 9 号 の 2
各 都 道 府 県 知 事、各 指 定 都 市 の 市 長 宛 厚
生 事 務 次 官 通 知

【一部改正】平成 16 年 6 月 10 日 発 雇 児 0610002 号

第 1 用 語 の 意 義

この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法(以下「法」という。)第 2 4 条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第 5 1 条第 4 号の 2 に規定する保育の実施につき法第 4 5 条の最低基準を維持するための費用であって次の範囲内の経費をいうこと。

(1) 事業費

ア 一般生活費

入所児童の給食に要する材料費(3 歳未満児については主食及び副食給食費、3 歳以上児については副食給食費とする。)及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等(3 歳未満児については月額 9, 5 5 0 円、3 歳以上児については月額 6, 4 6 6 円とする。)

イ 児童用採暖費

入所児童の冬期の採暖費

(2) 人件費

入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児 3 人につき 1 人、1 ~ 2 歳児 6 人につき 1 人、3 歳児 2 0 人につき 1 人、4 歳以上児 3 0 人につき 1 人とする。ただし、定員 9 0 人以下の施設においては、この定数のほか 1 人を加算する。)調理員その他の職員の人件費

(3) 管理費

保育所の管理に必要な経費

以下 略

[第 59 号の 5 通知の改正通知]

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行
について』の一部改正について

〔平成 16 年 6 月 10 日 雇児発第 0610001 号の 1〕
都道府県知事、指定都市の長、中核市の市長
厚生労働大臣雇用均等・児童家庭局長通知

標記の昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5 厚生省児童家庭局長通知の一部を次のとおり改正し、平成 16 年 4 月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

1. 第 1 の 1 の本文中、「地域差を 5 区分」を、「地域差を 8 区分」に改め、「民間保育所にあつては」を削る。
2. 第 1 の 2 の (1) のイ中、「公立保育所において、市町村長その他の吏員及び福祉事務所長等が形式的に所長となっている場合、又は」を削る。
3. 第 1 の 3 の (3) を削り、(4) を (3) に、(5) を (4) に、(6) を (5) に、(7) を (6) に改める。
4. 第 1 の 5 中の本文中、「(ただし、定員 45 人以下の施設については平成 15 年 10 月から適用)」を削る。

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
通知の施行について

〔昭和 51 年 4 月 16 日発児第 59 号の 5〕
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省児童家庭局長通知

【一部改正】

平成 16 年 6 月 10 日発雇児 0610001 号の 1

第 1 保育単価及び支弁額について

1、2 略

3 民間施設給与等改善費の承認等について

交付要綱に定める民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらねたいこと。

(1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員 1 人当り平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。

加算率の区分	職員一人当たりの 平均勤続年数	内 訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(ア) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。

(イ) 個々の職員の勤続年数の算定に当っては、現に勤務する保育所における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第 2 条に定める施設のうち、措置費等(運営費)の支弁対象となっている施設をいう。)の通算勤続年数を合算するものであること。

(ウ) その保育所の職員 1 人当り平均勤続年数は(ア)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数(6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。

(エ) 上記職員 1 人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動

があっても適用の変更は行わないものであること。

- (2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。
- ~~(3) 高額繰越金等(前年度末における繰越金(貸借対照表勘定科目1-2-2)及び引当金(貸借対照表勘定科目1-1-2)の合計額が、当該施設会計の前年度収入決算額(ただし、各引当金戻入を除く。)の6か月分相当額以上)を有する施設については4月分から翌年の3月分までの民改費加算を停止するものとする。~~
民改費の加算停止の決定は、都道府県、指定都市又は中核市において施設(法人)から提出される社会福祉法人現況報告書(社会福祉事業法施行規則(昭和26年6月21日厚生省令第28号)第六条)等をもとに行うものとする。
なお、社会福祉法人会計基準〔平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知〕(以下「会計基準」という。)を適用している場合には、「繰越金(貸借対照表勘定科目1-2-2)」を「当期末支払資金残高」に、「引当金(貸借対照表勘定科目1-1-2)」を「人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金」に、「各引当金戻入」を「施設整備等補助金収入、施設整備等寄付金収入、借入金収入、借入金元金償還補助金収入及び積立預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」と読み替えること。
- (4-3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の4の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「3 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。
- ~~(5-4)~~ また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。
- ~~(6-5)~~ 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。
- ~~(7-6)~~ 以下 略

(16.6.10改正)

1-1 経営する施設の種別について、該当する番号を1つだけ○で囲んで下さい。

- 1 保育所だけを経営
- 2 保育所と介護保険施設などを経営
- 3 保育所と介護保険施設以外の施設を経営

1-2 新会計の研修会・説明会等への参加状況について、該当する番号を1つだけ○で囲んで下さい。

- 1 参加した
- 2 参加しなかった

1-3 新会計について、どの程度理解していますか。該当する番号を1つだけ○で囲んで下さい。

- 1 よく理解している
- 2 ほぼ理解している
- 3 難しくてよく分からない

1-4 新会計への移行について、該当する番号を1つだけ○で囲んで下さい。

- 1 平成12年度に移行
- 2 平成13年度に移行
- 3 平成14年度に移行
- 4 平成15年度に移行
- 5 平成16年度に移行
- 6 平成17年度に移行予定
- 7 平成18年度以降に移行する予定
- 8 移行については未定

1～5（すでに移行）の方は、2-1（3ページ）へお進み下さい。

6～7（移行予定）の方は、3-1（5ページ）へお進み下さい。

8（移行については未定）の方は、4-1（7ページ）へお進み下さい。

以上の設問にご回答いただいてから、新会計基準全般についてご意見のある方は、5（8ページ）に記入して下さい。

・以下の2-1から2-10は、すでに新会計に移行した方のみ回答して下さい。

2-1 新会計へ移行した動機について（複数回答可）

- 1 保育所の他に介護保険施設など早期移行を必要とする施設を経営しているため
- 2 自治体から新会計への早期移行を指導されたため
- 3 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用を行うため
- 4 法人・施設等の自主的な考えで移行
- 5 地域の保育組織・団体等で取組んだため
- 6 その他（具体的に _____）

2-2 新会計への移行処理は、法人・施設で行いましたか、会計事務所等へ委託しましたか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- | | |
|-------------|------------|
| 1 法人・施設で行った | 2-4へお進み下さい |
| 2 全部委託した | 2-3へお進み下さい |
| 3 一部委託した | 2-3へお進み下さい |

2-3 会計事務所等への移行処理委託費用に対する負担感について（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 非常に負担に感じた
- 2 やや負担に感じた
- 3 負担に感じなかった

※ 差し支えなければ、移行処理の委託費用額をお教え下さい。（ _____ 万円）

2-4 移行後の日々の会計処理は、法人・施設で行っていますか、会計事務所等へ委託していますか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- | | |
|---------------|------------|
| 1 法人・施設で行っている | 2-7へお進み下さい |
| 2 全部委託している | 2-5へお進み下さい |
| 3 一部委託している | 2-6へお進み下さい |

2-5 会計事務所等への全部委託の方法について（複数回答可）

- 1 領収書等の証憑を渡して処理してもらう
- 2 保育所で伝票を起票して処理してもらう
- 3 取引内容を記載した出納帳、仕訳帳等を渡して処理してもらう

2-6 会計事務所等へ的一部委託の方法について（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 年度末に決算処理・決算書のチェック等を依頼
- 2 月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェック等を依頼
- 3 その他（具体的に _____）

2-7 新会計に移行して良かったと思われること（複数回答可）

- 1 設備資金借入金の償還に充てることのできる民改費枠が拡大した
- 2 民改費を保育所施設・設備整備積立金として留保できるようになった
- 3 減価償却制度を導入したことにより、建物等の資産価値を適切に評価・表示できるようになった
- 4 土地・建物が、本部から各施設経理区分に移管されたので、施設ごとのより実質的な決算書を作成できるようになった
- 5 経常活動・施設整備等・財務活動の収支ごとに勘定科目が適正に配置されたことにより経理処理が明確になった
- 6 資金収支計算書、事業活動収支計算書を作成することにより、資金・損益両面での把握ができるようになった
- 7 経理処理について、法人が自主的に経理規程を作成できるようになった
- 8 その他（具体的に _____）

2-8 新会計に移行して良くなかったと思われること（複数回答可）

- 1 減価償却制度の導入による減価償却費の計算が煩雑になった
- 2 勘定科目が多いためその処理が煩雑になった
- 3 資金収支計算書、事業活動収支計算書の二種類の計算書を作成しなければならないため、事務処理が煩雑になった
- 4 経理規程を法人独自で作成しなければならなくなったので、その作成に苦労した
- 5 その他（具体的に _____）

2-9 新会計に移行しての感想がありましたらご記入下さい。（情報公開、コスト意識、経営面の影響等）

（ _____ ）

2-10 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用で追加してもらいたいものがありましたらご記入下さい。

（ _____ ）

・以下の3-1から3-7は、新会計に移行予定の方のみ回答して下さい。

3-1 早期に新会計へ移行しなかった理由（複数回答可）

- 1 新会計への移行処理が煩雑だったため
- 2 早期に移行する必要がなかったため
- 3 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用の必要がないため
- 4 自治体が保育所の新会計への移行に消極的だったため
- 5 新会計についての理解が不足していたため
- 6 新会計の良いソフトがなかったため
- 7 その他（具体的に _____）

3-2 新会計への移行処理は、法人・施設で行いますか、会計事務所等へ委託する予定ですか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- | | |
|--------------|------------|
| 1 法人・施設で行う予定 | 3-4へお進み下さい |
| 2 全部委託する予定 | 3-3へお進み下さい |
| 3 一部委託する予定 | 3-3へお進み下さい |
| 4 未定 | 3-4へお進み下さい |

3-3 会計事務所等への移行処理委託費用に対する負担感について（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 負担を感じる
- 2 負担に感じない
- 3 よくわからない

3-4 移行後の日々の会計処理は、法人・施設で行う予定ですか、会計事務所等へ委託する予定ですか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 法人・施設で行う予定である | 3-7へお進み下さい |
| 2 全部委託する予定である | 3-5へお進み下さい |
| 3 一部委託する予定である | 3-6へお進み下さい |
| 4 未定 | 3-7へお進み下さい |

3-5 会計事務所等への全部委託の方法について（複数回答可）

- 1 領収書等の証憑を渡して処理してもらう
- 2 保育所で伝票を起票して処理してもらう
- 3 取引内容を記載した出納帳、仕訳帳等を渡して処理してもらう

3-6 会計事務所等への一部委託の方法について（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 年度末に決算処理・決算書のチェック等を依頼
- 2 月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェック等を依頼
- 3 その他（具体的に _____）

3-7 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用で追加してもらいたいものがありましたらご記入下さい。

（ _____ ）

・以下の4-1から4-5は、新会計に移行が未定の方のみ回答して下さい。

4-1 新会計に移行しない理由（複数回答可）

- 1 新会計への移行処理が煩雑なため 4-1-1へお進み下さい
- 2 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用の必要がないため
- 3 自治体が保育所の新会計への移行に消極的であるため
- 4 新会計の良いソフトがないため
- 5 保育所の移行期限がまだ明確でなく急ぐ必要がないため
- 6 新会計についてよくわからないため
- 7 その他（具体的に)

4-1-1 それはどのような点ですか。（複数回答可）

- 1 基本金の計算
- 2 減価償却の対象備品のチェックや計算
- 3 移行処理の仕組みが難しくわからない
- 4 その他（具体的に)

4-2 経理処理は、法人・施設で行っていますか、会計事務所等へ委託していますか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 法人・施設で行っている 4-3へお進み下さい
- 2 全部委託している 4-4へお進み下さい
- 3 一部委託している 4-5へお進み下さい

4-3 日々の会計は、どのように処理していますか。（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 手書き処理している
- 2 パソコンで処理している

4-4 会計事務所等への全部委託の方法について（複数回答可）

- 1 領収書等の証憑を渡して処理してもらう
- 2 保育所で伝票を起票して処理してもらう
- 3 取引内容を記載した出納帳、仕訳帳等を渡して処理してもらう

4-5 会計事務所等への一部委託の方法について（1つだけ○印を付けて下さい）

- 1 年度末に決算処理・決算書のチェック等を依頼
- 2 月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェック等を依頼
- 3 その他（具体的に)

5 新会計基準全般について、ご意見がありましたらお書き下さい。

————— ご協力ありがとうございました。

保育所の新会計基準に関する調査研究報告書
(平成16年度)

平成17年3月

発行所 社会福祉法人 日本保育協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

電話 03-3486-4412番(代)
